

## IV 支援対象となる取組・作物（全国共通取組）

全国共通

1

有機農業  
(オーガニック農業)

対象作物

全作物

交付単価

14,000円※ /10a

※ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は2,000円を加算(注)  
※ そば等雑穀・飼料作物の場合は3,000円/10a

### ○国際水準の有機農業を実施する移行期の取組

「国際水準の有機農業」とは、  
**有機JAS規格に合致する水準で実施されている有機農業**です。

※ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません

※ 移行期以降の支援内容は今後検討されます

#### 《チェックポイント》

- (1) 生産過程（種子や苗を含む）において化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない
- (2) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない⇒継続的に同じほ場で取り組むことが必要です  
※1回目の転換期間中（2年間（多年生作物は3年間））も支援対象となります。
- (3) 耕種的防除、物理的防除、生物的防除、またはこれらを適切に組み合わせた方法により、病害虫・雑草防除を行う
- (4) 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないよう必要な措置をとる
- (5) 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない

※令和5年度から、土づくり技術の導入計画の提出は廃止されました。  
土づくりは、環境負荷低減のチェックシートの取組の中で継続してください。



(注) 加算措置（そば等雑穀・飼料作物は対象となりません）

・土壌診断※1を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれか※2を行うと、2,000円/10a加算されます。

※1 土壌診断の必須項目は、水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECです（代表的なほ場1か所以上）。

※2 堆肥の施用は②、緑肥の施用は③、炭の投入は⑤の取組と同一要件で実施します（7、8 ページ参照）。

有機JAS認証を取得しましょう！



有機JASの認証を受けると「有機〇〇」「オーガニック〇〇」と表示して、販売できます。

県ではオーガニック米やオーガニック茶の生産拡大・販売促進に力を入れており、「オーガニック」と表示して販売できるよう有機JAS認証の取得を推進しています。



- ・ 有機JAS認証を取得しない場合は、他の有機農業に取り組む農業者の現地確認への協力を市町からお願いすることがあります
- ・ また、現地確認を受ける際は、必ず立ち会う必要があります

全国共通

2

環境こだわり農産物の生産と  
堆肥の施用

対象作物

全作物

交付単価

3,600円  
/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、堆肥を施用する取組

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること  
(標準量 水稲：おおむね0.5 t /10a、水稲以外：おおむね1.0 t /10a)
- ・ **C/N比が10以上の堆肥**であって腐熟したものを使用すること  
(注) 一般的に牛ふん堆肥は対象となるが、鶏ふん堆肥は対象外となる  
自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、C/N比が10以上と確認できれば対象となる
- ・ 土壌診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと
- ・ 水稲で取り組む場合はメタン削減対策(9ページ)を実施する

全国共通

3

環境こだわり農産物の生産と  
緑肥の施用

対象作物

全作物

交付単価

5,000円  
/10a

以下のいずれかを実施

- 環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥を作付けする取組(カバークロープ)(秋冬播きは概ね4か月以上の栽培期間が必要)
- 作物のうね間に麦類や牧草等を作付けする取組(リビングマルチ)
- 園地に麦類や牧草等を作付けする取組(草生栽培)

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により概ね標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- ・ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること
- ・ 水稲で取り組む場合はメタン削減対策(9ページ)を実施する



※カバークロープの場合の適正な栽培管理の基準

カバークロープがほ場の概ね8割以上を覆っていることとして、原則として4月以降に確認し、判断します。

全国共通

4 環境こだわり農産物の生産と  
総合防除

対象作物  
水稻★、大豆、  
小豆、野菜、  
果樹、茶

交付単価  
4,000円  
/10a

○滋賀県IPM実践指標（19～24ページ）に基づいた栽培管理を実施し、必須項目の取組を一つ以上実施した上、対象作物ごとに設定された項目数以上実践する取組

《チェックポイント》

- ・以下の取組のうち1つ以上実施する
  - ①畦畔機械除草の実施（前作終了後から畦畔に除草剤は使用せず、水稻生育期間中に機械除草を行う）
  - ②交信攪乱剤の利用
  - ③天敵温存植物（バンカープランツ等）の利用
  - ④天敵等生物農薬の利用
 ※①は主作物が水稻、②～④は主作物が水稻以外
- ・①畦畔機械除草の実施を選択した場合はメタン削減対策（9ページ）を実施する
- ・天敵等生物農薬は有機JAS規格で使用可能なものを使用し、ほ場で利用する

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は①畦畔機械除草の実施は選択できません。

★総合防除の水稻では飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません。

全国共通

5 環境こだわり農産物の生産と  
炭の投入

対象作物  
全作物

交付単価  
5,000円  
/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、炭を投入する取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準量（50kg/10a、籾殻くん炭の場合500L/10aでも可）以上の炭を投入したことが確実に認められること
  - ・炭の原料には塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないこと
  - ・自家製炭を用いる場合は、農業や林業で排出されたものが原料である、木炭・竹炭・籾殻くん炭などの植物由来の炭とし、市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って製炭し、十分に炭化していること
- ※自家製炭を行う場合には、廃棄物処理法上の適用を受けることがありますので事前に市町の廃棄物担当部局にご相談ください



## 水田でのメタン排出削減対策（メタン削減対策）について

- 堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除（畦畔機械除草の実施を選択）に水稲で取り組む場合にはメタン削減対策を実施する
- メタン削減対策とは「前年度の秋耕」、「長期中干し」、「前年度の湛水不実施」のうち1つ以上を実施すること

### 《チェックポイント》

- ・ 秋耕は主作物の前で湛水の4か月以上前に耕うんにより稲わらをすき込む
- ・ 長期中干しは14日以上の中干しを実施する（溝切りの実施は任意）  
ただし、晴天が続く乾燥による生育障害の恐れがある場合は差し水をしてよい  
※長期中干しの実施では地域の生物相に応じて江、ビオトープの設置や中干し時期の分散等、生物の保全に配慮する
- ・ 前年度の湛水不実施は前年度中に水張りをしない

### 注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっている場合は支援対象となりません。

## 取組拡大加算

対象取組：有機農業

除外作物

そば等雑穀  
飼料作物

交付単価  
新規取組者の面積あたり

4,000円以内/10a

- 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ、定着に向けた技術指導や助言、相談対応等の活動

### 《チェックポイント》

- ・ 交付金を受給している農業者団体であること
- ・ 同一の農業者団体内に、有機農業の指導を行う十分な知識を有している者、有機農業の指導を受ける者（新たに有機農業に取り組む）の双方がおり、事業申請年度に有機農業の取組を行うこと（交付単価14,000円/10aの有機農業の取組を行うこと）
- ・ 有機農業の指導を受ける新規取組者は、過去に有機農業の取組で本交付金を受給していないこと
- ・ 有機農業の指導を行う者は、有機農業の指導を受ける者に対して、定期的（月1回以上が目安）な状況確認を行った上で、技術的な指導、助言、相談対応の活動を行うこと
- ・ 指導を受ける農業者の農場管理シートに指導を受ける予定の内容を記載すること
- ・ 指導を受ける農業者の作業日誌等に指導の記録をつけること

※既に有機農業に取り組んでいる農業者がその面積を拡大する場合は、支援対象となりません。

## V 支援対象となる取組・作物（地域特認取組）

地域特認

6

環境こだわり農産物の生産と  
樹脂製の被膜を用いない  
緩効性肥料の利用  
および長期中干し

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内  
/10a

○樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の施用とあわせて、  
14日間以上の中干しを実施する取組

《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料※<sup>1</sup>とし、施用する緩効性肥料は樹脂製の被膜を用いないものであること
  - ※<sup>1</sup> 緩効性肥料：緩効性成分※<sup>2</sup>の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち40%以上を占める肥料
  - ※<sup>2</sup> 緩効性成分：被覆肥料などの肥効調節型の成分
- 中干しは生育中期に14日間以上実施していること※<sup>3</sup>  
ただし、晴天が続く乾燥による生育障害の恐れがある場合は差し水をしてよい  
※<sup>3</sup> 溝切りの実施は任意
- 全国共通取組の「緑肥の施用」、「堆肥の施用」、「総合防除」のメタン削減対策と異なり、長期中干しの代わりに秋耕や前年度の湛水不実施を実施することはできない



**注意！**

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっている場合は支援対象となりません。

地域特認

7

環境こだわり農産物の生産と  
殺虫殺菌剤・化学肥料  
を使用しない栽培

対象作物

水稻★

交付単価

6,000円以内  
/10a

○殺虫殺菌剤を使用せず、本田防除は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤1回以内とし、本田で化学肥料を使用しない取組

《チェックポイント》

- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機等により生育期間中概ね4回以上行っていること  
※畦畔へ除草剤を使用できない期間は前作物収穫後から当該作物収穫までの期間です
- 本田除草は、（独）農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上の抜き取り作業をしていること
- 本田に施用する肥料については、化学肥料を使用せず有機質肥料、堆肥などを施用する

**注意！**

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

★地域特認取組の水稻では飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません。